

議第 4 1 号

高島市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

高島市長 福 井 正 明

高島市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

高島市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 2 2 年高島市条例第 3
7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「月額 7 0 万円」を「月額 7 0 万円を超えない範囲内にお
いて市長が定める額」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。